

決済用預金

平成30年8月1日現在

1. 商品名	・決済用預金
2. 定義	・要求払い・決済サービスを提供できる・無利息の3つを条件とし、預金保険制度による全額保護の対象となります。
3. 販売対象	・法人、個人
4. 期間	・期間の定めはありません。
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・随時払戻しができます。
7. 利息	・無利息
8. 税金	—
9. 手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
10. 付加できる特約事項	・個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率) ただし、総合口座の担保定期預金・担保定期積金は決済用預金ではありませんので、全額保護の対象となりません。
11. 中途解約時の取扱い	—
12. 金利情報の入手方法	—
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8丁目9-14 電話：06-6775-6594 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
14. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の付保対象預金で全額保護されます。

”